

提言書と他市条例の比較（議会）

H27.1.22 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
議会の役割と 責務				
【解説】	<p>・議会は、市民のために重要な事項を決定する、市民に選ばれ信託された大切な機関です。その役割の基本原則を定めています。</p> <p>・議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民等の意見が行政の運営に反映されているかをチェックし、また、議会活動も広く市民等の意見を反映させる必要があることから、市長と議会は相互に適切な緊張関係と健全な協力関係を維持することを規定しています。</p> <p>・議会が、地方自治法に定める議会の権限(条例の制定改廃・予算審査・決算認定等の議決事件、選挙及び予算の増額修正権、検閲・検査及び監査の請求、意見書の提出、調査・出頭証言及び記録の提出請求並びに政務調査費等、議案の審査又は普通公共団体の事務に関する調査)を積極的に活用し、市民福祉の向上に努めることを規定しています。</p>	<p>・市民の信託に基づく議会の基本原則と責務、議員の責務について規定しています。</p> <p>・小平市の自治において、「自治の基本理念」にある市民の信託による市政を具体的に運営していく担い手として議事機関である議会について、その基本的な在り方を責務として規定しています。</p> <p>・議会は、市長とともに市民の直接選挙によって選ばれた議員によって構成される機関であり、二元代表制の一翼を担っています。地方自治体の議事機関である議会の役割は、地方分権の時代にあって、ますます重要となっています。市民や市長等とともにまちづくりの担い手である議会の役割と責務について規定しています。</p> <p>・議会は議員によって構成され、議員個人の活動を通じて議会の責務を果たしていくことになるため、第 18 条と第 19 条において、議会の責務と議員の責務について、それぞれ規定しています。</p>	<p>・議会の役割・責務を定めています。日本の地方公共団体は、首長と議会議員がいずれも住民による選挙で選ばれる二元代表制をとっており、その一方である議会の役割・責務について定めています。</p> <p>・市の意思決定機関である議会は、市民の声が市政に適切に反映されるよう努めることを定めています。議会は、地方自治法に定めるところにより、市政に関する意思決定を行う権限があります。また、議会は、選挙によって市民の信託を受けている議員で構成されていることから、市民の声を市政に適切に反映させることが求められます。</p> <p>・議会が、その代表的な機能である監視機能と政策立案機能を発揮し、市政の適正な推進に努めることを定めています。議会には、地方自治法に定めるところにより、市の執行機関に対する監視機能や政策立案機能があります。</p>	<p>・議員は、住民の意思を反映させるために、「住民の直接選挙で選ばれた者」(憲法第93条第2項)であり、市町村は、市民生活の向上を図ることを基本として、「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う」団体で(地方自治法(以下「法」と表記)第1条の2)、その実施する内容は、市民の意思が反映された内容でなければなりません。</p> <p>・議会はこの団体の議決機関(法第96条)で、事務に関する書類及び計算書を検閲し、報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができ(法第98条)、調査のための強い権限(法第100条)を与えられています。</p> <p>・このことから、議会は市の合議による意思決定機関であり、重要事項を決定する権限とともに、執行機関の監視及び牽制評価する権限を持っており、この機能を果たす必要があります。</p>

提言書と他市条例の比較（議会）

H27.1.22 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
	<p>・議会が政策立案機能の充実を図り、積極的に立法活動、調査活動等を行うことを規定しています。</p>		<p>・議会は、開かれた議会のために情報公開や市民参加を進めることを規定しています。議会の情報公開や市民参加を進める方法としては、各種メディアを利用した議会中継をしたり、議会主催で市民・地域活動団体・非営利活動団体等との意見交換会を開催したりすることなどが考えられます。</p>	<p>・各種選挙の投票率を見たときに、20代から40代の働き盛りの若年層の投票率が特に低いことが見て取れ、この年代層に対する議会による啓発、広報活動が求められます。</p> <p>・例えば、小、中学校の児童生徒に議会の役割等の重要性を説明する児童向けの文書を配布するなどを通じて保護者へのアプローチを行ったり、小、中学校のPTA等の会合の席で議会報告を行う等の工夫をして、長い目で取り組んでいくことが重要です。</p>
議会の役割と責務	<p>議会は、市民等の意思を市政に的確に反映させるため、市長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとします。(第29条第1項)</p>	<p>(議会運営の基本原則) 議会は、市の議事機関として、市民に開かれ、市民に分かりやすい、及び市民から信頼されるよう、議会を運営することを基本とする。(第17条)</p>	<p>議会は、選挙により選ばれた議員によって構成される市の意思決定機関であることから、市民の意思が市政に適切に反映されるよう努めます。(第18条第1項)</p>	<p>議会は、住民の直接選挙によって選ばれた議員により構成される市の合議による意思決定機関であることから、市民の意思が市政に適切に反映されるように努めるものとします。(第19条第1項)</p>

提言書と他市条例の比較（議会）

H27.1.22 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
議会の機能・ 権限	<p>議会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に定める議会の権限を最大限に行使し、市民福祉の向上に努めるものとします。(第 29 条第 2 項)</p> <p>(議会の政策立案機能の充実)</p> <p>議会は、政策立案機能の充実に図り、立法活動、調査活動等を積極的に行います。(第 31 条)</p>	<p>(議会の責務)</p> <p>議会は、小平市にふさわしい条例の制定等に努めるとともに、市政が適正に運営されているかについて、市民の視点で監視し、及びけん制する役割に努めるものとする。(第 18 条第 1 項)</p> <p>議会は、議決等を行うに当たり、十分な審議に努めるものとする。(第 18 条第 2 項)</p> <p>議会は、会議の公開及び情報の提供を行うことにより、市民と情報の共有を図り、市民に説明責任を果たすよう努めるものとする。(第 18 条第 3 項)</p>	<p>議会は、市政の適正な推進に資するため、監視機能及び政策立案機能を果たします。(第 18 条第 2 項)</p>	<p>議会は、市政の適正な執行を確保するため、行政の監視、評価機能及び政策立案機能を果たすものとします。(第 19 条第 2 項)</p>
議会の情報 公開			<p>議会は、より開かれた議会を実現するため、議会の情報公開及び議会への市民参加の推進に努めます。(第 18 条第 3 項)</p>	<p>議会は、市民の議会への関心が高まるようにするために、積極的に啓発活動、広報活動に取り組むものとします。(第 19 条第 3 項)</p>

提言書と他市条例の比較（議会）

H27.1.22 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
<p>議員の責務</p> <p>【解説】</p>	<p>・「市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進する」とは、二元代表制のもと、議員としての責務と市民の信託に応え、責任をもって市民福祉の向上に向けた議会活動に努めていくことを規定しています。</p> <p>・また、流山市民の代表として、市民全体の利益の向上に向けた議会活動を誠実にを行うことを謳いました。</p> <p>・議員は、日頃から積極的に市民等と意見交換などの多様なコミュニケーションの場を設け、市民意見を議会の運営及び政策の立案に反映させるよう努めることを規定しています。</p>	<p>・議会制民主主義の下における市民の代表として議員は、公職者として、市民の意思に配慮することを規定しています。</p> <p>・「政策の提言及び立案」とは、議会に提案された議案に対する討議や修正提案、委員会審議などを通じて市民の意思を反映した政策の立案を行う役割を担っていることなどを意味します。また、議員が自らの提案県に基づき議案を提出することによって、市民の意思を政策として立案し具体化することについて規定しています。</p>		<p>・議員は、選挙で選ばれた代表者として、市民に対してその活動を報告し、または説明・対話を行い、市民の意思を把握して活動する責務があります。</p> <p>・市民からの要望や選挙公約は、実現させたことだけでなく実現できなかった事項は何故できなかったかを含めて報告をすべきです。</p> <p>・また、議員は、議会の議決すべき事件について、議案の提出権（法第 112 条）を有しており、市政の課題解決や市民要望の実現のために、調査研究し自己の知識を深め、政策立案能力を高めることが求められています。</p>

提言書と他市条例の比較（議会）

H27.1.22 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
議員の役割 と責務	<p>(議員の責務)</p> <p>議員は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、常に市民全体の利益を代表して議会活動に努めなければなりません。(第 38 条第 1 項)</p> <p>議員は、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の声を聴き、政策の立案及び議会の運営に反映させるよう努めなければなりません。(第 38 条第 2 項)</p>	<p>議員は、公職者としての責任を自覚し、その職務を果たすよう努めるものとする。(第 19 条第 1 項)</p> <p>議員は、市民の意思に配慮した政策の提言及び立案に努めるものとする。(第 19 条第 2 項)</p>		<p>議員は、議員相互の自由な討議を活発に行い、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の生活向上を目指して、まちづくりのための調査研究を強化し、活動するものとします。(第 20 条第 1 項)</p> <p>議員は、活動報告会等や市民との意見交換の場をつくり、意思の把握に努めるとともに、常に自己の見識を高めるために努力し、市民の意見を実現するため議案を提出するなど誠実に職務を遂行し、市民の代表者としてふさわしい活動をするものとします。(第 20 条第 2 項)</p>

提言書と他市条例の比較（議会）

H27.1.22 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
議会に対する 市民の権利	【解説】			<p>・市民の議会に対する関心度等の調査資料はありませんが、他市の議会に関するアンケートによれば、「議会に対する関心度」は、「関心がある」と「少し関心がある」を合わせると 54～96%、「関心がない」は 4～43%、「その他」18%です。</p> <p>・茂原市における平成 25 年 4 月市議会議員選挙の投票率の 49.35%や議会の傍聴者数に表れているように、住民の議会に対する関心はあるものの、行動として表れていないことから、市民による議会や議員の活動を監視するという機能が十分果たされている状況にはありません。</p> <p>・市民が議会や議員の活動状況を知ることが重要であり、本会議・委員会の傍聴、議会報告会や公聴会などに積極的に参加することが必要です。</p>

提言書と他市条例の比較（議会）

H27.1.22 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 （提言書）
議会に対する 市民の権利				市民は議会の審議や議員の活動状況に関心を持ち、議会の傍聴、議会報告会や公聴会などに積極的に参加し、議会や議員が市民の意思を反映した活動を行っているかの監視を行います。（第21条）

提言書と他市条例の比較（議会）

H27.1.22 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
市民の 議会参加	【解説】			<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会が予算案や条例案を審議する際に、議会主催の公聴会を開催することは、市民、利害関係者や専門家等からの意見を聴き、実情を把握し、市民の意見を反映させるとともに、議会内の議論を活発にし、内容を深め充実させて、市民の議会に対する関心を高め、市民参加の促進になります。審議会等での審議済案件については、すでに市民等の代表が参加し議論がなされていることから除くことにします。</li> <li>・議会が審議し決定した内容や審議経過等を市民に自ら報告・説明することも、議会に対する関心を高め、市民参加の促進になります。</li> <li>・請願権は憲法第 16 条に定められた国民の権利であり、議会に対する請願(法第 124 条)及び陳情(会議規則第 138 条)について、提案者自らが提案理由及び主旨を直接説明し質問に答えることは、提案主旨の背景を含めて正確に説明でき、内容を理解し、議論や問題点を深めること</li> </ul>

提言書と他市条例の比較（議会）

H27.1.22 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 （提言書）
				<p>につながり、市民の市政に対する関心も高まり、市民参加の推進につながると考えられます。</p> <p>・不採択とした請願及び陳情は、賛成者が少数であったというだけでなく、議会がどのように審議したのかや、採択できない理由を付して通知することにより、より開かれた議会運営が期待できます。</p>

提言書と他市条例の比較（議会）

H27.1.22 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
公聴会等の 開催				議会は、予算や議決案件を審議する際は、内容を深め充実させるとともに市民の意見を反映させるために、一般公募市民、利害関係者や学識経験者又は専門家の意見を聴取する機会として、議会主催の公開による公聴会等を開催するものとします。但し、審議会等での審議を経て答申された案件は除くものとします。(第 22 条第 1 項)
議会報告会 の開催				議会は、審議し議決した内容や審議経過等を、自ら市民に報告・説明する機会として、議会報告会を開催するものとします。(第 22 条第 2 項)
請願・陳情 提案者の参 画				議会は、市民等が提出する請願及び陳情等を審議する際は、本会議若しくは委員会において、提案者等が提案理由及び主旨を述べる機会を設けるものとし、その際に議員は、提案者に質問し、提案者はその質問に答えるものとします。(第 22 条第 3 項)
請願・陳情 不採択の際 の手続き				議会は、請願及び陳情を審議し不採択としたときは、提案者に対しその理由を付して通知するものとします。(第 22 条第 4 項)

提言書と他市条例の比較（議会）

H27.1.22 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
議会情報の公開				
【解説】				<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議や委員会の会議や議事を公開し、自らの決定内容や審議状況を広報するなど、積極的に情報の公開を行い、より市民に開かれた議会運営が必要です。</li> <li>・そのためには、議事録はできるだけ早く公表することが求められ、議会閉会后 30 日あれば議事録の調製は可能であると思われます。</li> <li>・また、議員の全ての質疑内容や議案に対する賛否を公表することによって、議会への関心が高まり、市民が議員の活動状況を知り、活動の評価をすることができ、議会がより市民に近い存在となります。</li> </ul>

提言書と他市条例の比較（議会）

H27.1.22 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 （提言書）
議事録等の 公表				議会は、情報提供の実効性を高め、議会の説明責任を果たすため、議会閉会后30日以内に議事録を公表し、速やかに議会だよりを発行します。（第23条第1項）
質疑内容・ 賛否の公表				議会は、各議員の本会議や委員会、協議会、部会等における全ての質疑内容や議案に対する賛否を公表します。（第23条第2項）

提言書と他市条例の比較（議会）

H27.1.22 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
議事の公開	<p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等が議会への関心や参加の意欲を高められるよう、会議の傍聴及び会議録等の公表のみではなく、傍聴しやすい開催日程の工夫等や様々な媒体を活用して市民等に分かりやすく議会情報を提供する運営を行なうように努めることを規定しています。</li> <li>・市民等の意思を的確に把握するため、多様な方法で市民等が抱える地域課題を把握するよう努め、これを議会の活動及び政策の立案に反映させていくことを規定しています。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第 115 条では「議会の会議はこれを公開する。(原則公開)」と規定しており、これは市民の多様な意思が予定どおり議会に反映されているかどうかを知らせ、公正な議会運営の状況を市民が監視することを目的として規定されたものです。</li> <li>・その具体的内容は、「傍聴の自由」、「議事録の公開」と「報道の自由」で、議会は市民に対する責任を果たす必要があります。インターネット中継等のメディアの利用、土曜日、日曜日等や平日夜間の議会開催など、多様な検討を行う必要があります。</li> </ul>
開かれた議会運営	<p>(市民等が開かれた議会)</p> <p>議会は、市民等が開かれた運営を行うよう努めるものとします。(第 30 条第 1 項)</p> <p>議会は、多様な方法で市民等の問題意識を把握するよう努め、政策の立案に反映させるものとします。(第 30 条第 2 項)</p>			<p>議会は、本会議、委員会、協議会、部会等の会議を公開し、審議経過、議決の内容、政策の争点や政策効果等の情報を積極的に公表し、開かれた議会運営を行います。(第 24 条第 1 項)</p> <p>議会は、傍聴しやすいような日、時間の設定や新しいメディアの利用等、開かれた議会運営を行います。(第 24 条第 2 項)</p>